○東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用要項

平成30年2月26日 学 長 裁 定 改正 平成30年4月10日

(趣旨)

第1条 この要項は、本学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」(以下「学長キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(学長キャラクター)

第2条 学長キャラクターは、別図1のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 学長キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用申請書(別紙様式1)に必要な書類を添付して、学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、本学の教職員及び学生(以下「教職員等」という。)が広報活動に使用するときは、この限りでない。

(使用の許可)

- 第4条 学長は、前項に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、学長キャラクターの使用を許可するものとする。
 - (1) 本学及び学長キャラクターの公共性、中立性又はその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
 - (3) 第6条に規定する使用上の遵守事項が守られないおそれがあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与 え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が不適切であると認めたとき。
- 2 学長は、前項の許可をしたときは、使用(変更)許可書(別紙様式2)を申請者に交付するものとする。

(使用料)

第5条 学長キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 学長キャラクターの使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、次 の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可された用途にのみ使用し、学長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 学長キャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 別に定めるマニュアルを遵守し、適切に使用しなければならないこと。
 - (4) 許可後、速やかに物品等の完成品を学長に提出すること。ただし、完成品の 提出が困難と認められる場合は、その写真をもって代えることができる。
 - (5) 学長キャラクターを含む商標登録出願、並びに意匠登録出願を行わないこと。

(許可内容の変更の申請)

第7条 使用者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用

変更申請書(別紙様式3)により、学長の許可を受けなければならない。

2 変更の許可にあたっては、第4条の規定を準用する。

(使用中止の手続)

第8条 使用者は、許可された期間の途中において、使用を中止しようとするときは、使用中止届(別紙様式4)により、学長に届け出るものとする。

(許可の取消し)

第9条 学長は、キャラクターの使用がこの要項及び許可の内容に違反していると 認めた場合は、キャラクターの使用許可を取り消し、又は使用を停止させること ができるものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、本学はその 責任を負わないものとする。

(責任等)

- 第10条 本学は、学長キャラクターの使用を許可(第7条に規定する変更を含む。)したことに起因する損害等について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 使用者は、学長キャラクターを使用したことにより、使用者若しくは第三者に 損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合は、これに対する一切の 責任を負い、これを処理するものとする。

(教職員等の取扱い)

- 第11条 教職員等が使用する場合においても、第4条第1項各号に掲げる事項に 該当してはならない。
- 2 教職員等が使用する場合においては、第6条第2号、第3号、第4号及び第5号の規定を準用する。

(事務)

第12条 学長キャラクターの使用に関する事務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、学長キャラクターの使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この要項は、平成30年2月26日から施行する。

附則

この要項は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別紙様式1 (第3条関係)

東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用申請書

(元号) 年月日

東京藝術大学長 殿

申請	青者		
氏	名		印
住	所	Ŧ	
連終	先		

下記のとおり、東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」を使用したいので、許可願います。

なお、許可されたうえは、東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」 使用要項を遵守いたします。

記

使用対象物件											
使 用 目 的											
使 用 方 法											
使 用 期 間	(元号)	年	月	日	~	(元号)	年	月	日		
個数があるも のは使用個数											
販売予定価格	有償(_	円)	無償					

※添付書類

見本・企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)使用の概要が分かる資料を添付すること。

別紙様式2(第4条第2項、第7条第2項関係)

東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用(変更)許可書

(元号) 年月日

(申請者) 殿

東京藝術大学長 澤 和 樹 印

(元号) 年 月 日付けで申請のありました、東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」の使用(変更)については、下記のとおり許可します。

なお、許可されたうえは、東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」 使用要項を遵守し、また、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、あら かじめ変更申請書により学長へ許可申請願います。

記

使用対象物件	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
個数があるも のは使用個数	
販売予定価格	有償(円) 無償

別紙様式3 (第7条第1項関係)

東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用変更申請書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

申請	者				
氏	名				印
住	所	<u>=</u>			
連絡	先				

(元号) 年 月 日付けで許可を受けた東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」の使用(変更)について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更理由		
	変更前	変更後
変更内容		

別紙様式4 (第8条関係)

東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」使用中止届

(元号) 年月日

東京藝術大学長 殿

申請者			
氏 名			印
住 所	<u> </u>		
連絡先			

(元号) 年 月 日付けで許可を受けた東京藝術大学長澤和樹キャラクター「カズキチャマ」の使用を中止します。